登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が千葉地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局佐倉支局及び成田出張所	平成二十三年三月十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第八号）の規定によりその商業登記の事務（静岡地方法務局富士宮出張所の管轄に属する事務に限る）が静岡地方法務局沼津支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の静岡地方法務局富士支局	平成二十三年三月二十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が新潟地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の新潟地方法務局三条支局	平成二十三年三月二十八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が和歌山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の和歌山地方法務局新宮支局	平成二十三年三月二十八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が山形地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の山形地方法務局米沢支局及び寒河江支局	平成二十三年三月二十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が盛岡地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の盛岡地方法務局水沢支局	平成二十三年三月十四日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が秋田地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の秋田地方法務局大曲支局	平成二十三年三月二十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二号）の規定によりその商業登記の事務（函館地方法務局八雲出張所の管轄に属する事務に限る）が函館地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の函館地方法務局八雲支局	平成二十三年三月二十二日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の規定によりその商業登記の事務が松山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松山地方法務局宇和島支局及び四国中央支局	平成二十三年三月二十二日

附　則

この告示は、平成二十三年二月二十五日から施行する。

○法務省告示第八十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア　クインズランド州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年二月二十五日　法務大臣　江田　五月

氏　　名　マイケル・アンソニー・ジョイス

生年月日　千九百六十六年十月二十三日

国　　籍　オーストラリア

○外務省告示第六十号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジュロで作成された「南太平洋経済交流支援センター設立に関する協定」の有効期間は、その第十条の規定に従い、平成二十年三月五日から三年間延長された。

（平成二十年二月二十九日付け太平洋フォーラム事務局長代行書簡）

平成二十三年二月二十五日　外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第六十一号

東ティモール民主共和国政府は、平成四年十二月二十二日にジュネーブで作成された「国際電気通信連合憲章」及び「国際電気通信連合条約」の加入書を平成二十二年八月二十四日に国際電気通信連合事務総局長に寄託した。よって、同憲章及び同条約は、同憲章第五十三条の規定に従い、同日に東ティモール民主共和国について効力を生じた。

（平成二十二年八月二十四日付け国際電気通信連合事務総局長書簡）

平成二十三年二月二十五日　外務大臣　前原　誠司

○農林水産省告示第四百六十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成十九年三月十三日農林水産省告示第二百六十八号（カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

二中「平成二十三年四月十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○農林水産省告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県飯田市川路三九六三の一（次の図に示す部分に限る。）、三九六四の一、三九六四の二・三九六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九六六の二、三九六八の一（次の図に示す部分に限る。）、三九六九から三九七一まで、三九七二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県伊那市西春近六三九の一一、一七五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

西春近六三九の一一・一七五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）